

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年2月8日(木) 午後1時25分から午後2時43分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、阿部債権管理課長、田村市民協働課長
角田(真)健康福祉部長、安原社会福祉課長、信澤介護高齢課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事
 - (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 10 会議の概要
 - (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。
まず、社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。社会福祉課長。

(安原社会福祉課長 説明)

ア 社会福祉課

・報告事項

- 1 第3次沼田市地域福祉計画について
- 2 令和5年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

○社会福祉課長 まず、報告事項1「第3次沼田市地域福祉計画について」説明する。資料2ページから7ページに概要を掲載した。第2次計画が今年度で期間満了となることから令和6年度からの5年間の計画を策定するものである。本計画は地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、社会福祉協議会との連携が重要になることから今回の計画から行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とを一体的な計画として策定することとした。この計画の位置づけは、資料5ページから記載しているが、地域福祉計画は社会福祉法に規定されている行政計画で、本市の福祉分野の上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など、各分野の行政計画との連携、整合を図り、地域共生社会の実現を目指す指針としている。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉法に規定されている社会福祉協議会が主体となっ

て、地域社会において多様化する福祉ニーズを掘り起こし、地域住民や地域福祉活動を展開する各種団体等と協働し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画となっている。

行政の地域福祉の指針である地域福祉計画と地域福祉に関わる個人、団体の具体的な活動内容を定める地域福祉活動計画は、地域福祉の推進という同じ目的の下、策定するものであることから連携することで効果的に地域福祉の推進を図ることができる。さらに、今回の計画では、この後、介護高齢課から報告されるが、成年後見制度利用促進基本計画についても一体的に策定し、権利擁護の推進についても図っていく。

なお、計画策定に当たっては、この後、パブリックコメントを実施し、外部の有識者を入れた策定委員会を開催して決定していく。

次に、報告事項2「令和5年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」説明する。この補正予算は先月の常任委員会でも説明したが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)を使った均等割のみ課税世帯分、1世帯当たり10万円と低所得世帯の子ども加算、児童1人当たり5万円の給付金に係る予算である。既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,785万5,000円を追加するもので、令和6年2月1日付で専決処分をさせていただいた。

なお、給付金の支給については、3月中の開始に向けて、現在準備を進めているところである。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

まず、報告事項1「第3次沼田市地域福祉計画について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 第3次沼田市地域福祉計画と第5次沼田市地域福祉活動計画は一体のものなのか。

○社会福祉課長 沼田市の計画とすると第3次沼田市地域福祉計画ということになる。第5次地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定する計画である。今回それを1つの計画としてお互いに連携を図りながら策定しようということで地域福祉計画と活動計画を連名のような形で計画書を策定する。

○戸部委員 社会福祉協議会がつくった第5次活動計画に基づいて、第3次地域福祉計画を行うということか。

○社会福祉課長 社会福祉協議会の活動計画については社会福祉協議会で作成する。そこでの整合性を図るということ。並列のような形になる。社会福祉協議会の計画があって、市の計画をつくったというよりは、市の計画は市の計画、社会福祉協議会の計画は社会福祉協議会の計画である。地域福祉の推進、並列ということで1つの計画書の中に実際の地域福祉の活動の部分ということで社会福祉協議会の計画を盛り込んでいるというような形になる。

○戸部委員 協議をしたり、整合性をとったりすることを今やって、4月1日からはこの活動計画で行われるということか。

○社会福祉課長 今は素案の段階である。社会福祉協議会と連携をしながら、計画のすり合わせをしているので、4月からは1つの計画ということで、実施していきたいということである。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「令和5年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で社会福祉課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。介護高齢課長。

(信澤介護高齢課長 説明)

イ 介護高齢課

・報告事項

1 成年後見制度における「基本計画の策定」及び「中核機関の設置」について

○委員長 介護高齢課長から休憩の申出があった。

休憩する。

(休憩 午後1時34分から午後1時39分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

介護高齢課長、説明願う。介護高齢課長。

○介護高齢課長 報告事項1「成年後見制度における「基本計画の策定」及び「中核機関の設置」について」説明する。資料9ページを御覧いただきたい。

まず、成年後見制度について説明する。

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段の一つで、認知症、知的障害、その他の精神上的障害等によって、判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けることなく、また、生活上の不自由さを解消できるようにするためのもので、超高齢化社会に欠かせない制度とされている。

この制度は、家庭裁判所への申立て手続により、選任された成年後見人等の支援者がその人に代わって意思表示を行い、法律行為を支援するもので、次の2つに分類される。まず、1つ目が法定後見制度である。判断能力が不十分な人に対する制度で、申立ては本人や親族が行う。これらの人の申立てが困難な場合には、沼田市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長が申立てを行うもので、本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型がある。次に、2つ目が任意後見制度である。本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ代理人(任意後見人)に対して、判断能力が低下した場合に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度である。

次に、基本計画策定の目的について説明する。

国では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等を基本理念として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、制度の環境整備を進めてきた。これを受けて、本市では権利擁護の支援が必要な人であっても、本人の意思

を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、制度の利用促進に向けた取組を進めていくために、沼田市成年後見制度利用促進基本計画を策定する。

次に、計画の位置づけと期間について説明する。本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画で、その期間は第3次沼田市地域福祉計画・沼田市社会福祉協議会地域福祉活動計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

次に、中核機関の設置及び今後の取組について説明する。

地域連携ネットワークの中核となる機関、以下、中核機関として説明するが、中核機関として「(仮称)ぬまた成年後見支援センター」を設置・運営し、次の取組を行う。まず、中核機関の設置についてであるが、令和6年4月1日からの中核機関設置に合わせ、中核機関の運営と成年後見制度利用促進事業の業務を沼田市社会福祉協議会に委託する。次に、運営について、まず1つ目は、成年後見制度を広く知ってもらうための周知・啓発。次に、関係機関の連携強化を目指した相談体制の整備、3つ目として、行政機関や関係機関等のネットワークの整備を図るための利用促進に向けた環境整備、これら3つの取組を進めていく。

最後に、参考として、県内の中核機関の設置状況について説明する。1月23日付の上毛新聞の記事により説明する。県内自治体における令和5年度までの設置、設置予定の状況が掲載されている。本市は、令和5年度中に未設置自治体に対する県のアドバイザー派遣制度を利用して、中核機関設置の準備を進めてきており、先ほどの説明のとおり、令和6年4月1日から設置を予定している。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「成年後見制度における「基本計画の策定」及び「中核機関の設置」について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 今年4月から地域包括支援センターも委託になるかと思う。結構大きいものが委託になる。地域包括支援センターは市から職員を派遣することも含めた体制ということになっている。この中核機関の体制はどうなるのか。分かる範囲で教えてもらいたい。

○介護高齢課長 事務体制については、まだ、沼田市の場合は一人工というか、完全に1人というところではない。社会福祉協議会と協議・検討する中では、他の業務、他の相談業務をやりながら、こちらの成年後見制度の権利擁護に取り組んでいただくというようなことで進めているところである。

○井上委員 了解した。では、これは専属で人が置かれたりとかということではなくて、あくまで今までの業務の延長上で、権利擁護も社会福祉協議会に委託するという考え方でよろしいか。

○介護高齢課長 今、双方の考え方とすると、そのような形で協議をしているところである。

○井上委員 成年後見制度は権利擁護の中の一つの位置づけである。他にも市で権利擁護をしているものもある。その辺との連携、協力体制はどうなるか。

○介護高齢課長 地域包括支援センターの業務に相談業務というものもある。全体的な相談については、一旦、地域包括支援センターで受けて、内容によって、市と連携して、専門職、市の職員が関わっていかなければいけないところがある。それから、申立てについ

ては、市長への申立てというものもあるので、引き続き、新体制になっても、連携しながらやっていくというところで確認している。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 計画の位置づけと期間である。「令和6年度から令和10年度までの5年間とします」としているがその根拠は何か。

○介護高齢課長 先ほど、社会福祉課長の説明にあったが、この基本計画については国の方針がある。基本計画の策定方法は2通りある。1つは法定計画へ盛り込むということであり、沼田市ではこちらの方法を選択したということである。自治体によっては、「単体で計画を策定しなさい」というのも1つ、法定計画への盛り込みというのも1つ、その2種類があるので、単体で計画を立てているところももちろんあるが、本市の場合は、今回の社会福祉計画に盛り込んでいいよというものなので、そちらのページに盛り込むというような形で策定している。そちらの計画が5年間ということになるので、一旦、5年間の計画ということになる。また5年が経過したら、見直しを行うので、内容も刷新するか、何かを付け加えるとか、そういった形になる。

○戸部委員 今、第3次なので、第4次、第5次に、これはつないでいく。もうこれは制度なので、この制度はずっと続いていくということか。

○介護高齢課長 おっしゃるとおりである。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で介護高齢課を終了する。

以上で健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。井上委員。

○井上委員 1月に行政調査を行い、向こうで聞いてきたことに関するもので調査させていただきたいと思う。介護高齢課に関する事で、沼田市における介護度の推移がどうなっているか。実際、介護度がだんだん悪くなっている状況なのか、改善につながっているのか。大東市で聞いてきた話である。介護度が実際、沼田市ではだんだん悪くなっているのか。そういう状況が分かるものを確認させてもらいたい。ある程度の期間で要介護1から2になっているとか、何年か後に2になっています、3になっていますというような。どういうグラフがいいかは分からないが、状況が分かるものがあるといい。

次に、これは調査しているか分からないが、要支援1から要介護5までのそれぞれの介護度に応じてどのようなサービスが実際に使われているか。大東市で聞いたものであると、生活サービスのほうが多かったということで、要支援であると実際の介護よりも生活支援のほうの利用が多かった。沼田市の実際の状況はどうか。実際にどのようなサービスを介護度ごとに利用しているのかが分かれば、それを聞きたい。

次に、子ども課の子育て支援に関してである。明石市では、おむつの配達が実際には困難家庭へのアプローチの一つということを知ってきた。沼田市の子ども課では、虐待など支援を必要とする家庭をどうやって把握しているのか、連絡を待つのか、市からアプローチをする体制があるのか、相談があったら対応するのか。現状を確認したい。以上3点をお願いしたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 新聞報道で見た情報であるが、こども家庭庁では、保育園や幼稚園の入園の申請をオンライン化できるように対応するという事である。沼田市ではそれに向かって、何か準備をしているか。実際そういうものを求めている子育て世代がいると思うので、調査をお願いしたい。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 学童に通っている人たちの長期休みのお昼の援助みたいなことがあったらいいと思っている。やってくれということではないが、長期的な視野でそういうことを考えていくのかどうか。現状このようなことを考えているかを聞きたい。

○副委員長 夏休みとか、冬休みということか。

○井上委員 給食の代わりにということか。

○鈴木委員 やっている市がある。

○戸部委員 どの市でやっているのか。

○鈴木委員 静岡だけか……。群馬県ではない。やってくれというよりも現状についてである。

○委員長 そういう計画があるかどうかということですか。

ほかに。井上委員。

○井上委員 市内のマイナンバーカードの保険証利用の登録状況について、先が見えてきたのでどうなっているか。マイナンバーカードについては確認ができていて、そのうちマイナ保険証として登録している人がどれくらいいるか。国では、一応、今年の秋と言っている。

○委員長 読み取りの機械の問題もある。

○井上委員 今のところ半年後はそういう状況になると言っているのを確認したい。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 子供が病院にかかるときに、こども医療費助成金受給資格者証というピンク色の紙と一緒に提出している。先日、医療機関の受付で聞いたら、マイナ保険証になってもピンク色の紙は別で出さなければいけないとのことであった。この紐づけはどうか。それがマイナ保険証と統合されるのであれば、マイナ保険証を出せば足りる。制度的に無理なのか分からないが、別で持って行くことに対する何かしらのプラスの対応があればと思う。

○委員長 1枚のほうがいい。

○鈴木委員 持って行かなければならないのならば統一されるメリットがなくなる。

○井上委員 小中学生とかは全て医療費が無料だから、高校生までの子供がいる家庭は全てとなる。

○鈴木委員 結局そうするとピンクの紙を持って行かなければならない。

○戸部委員 国で定める仕組みである。

○井上委員 制度上の課題である。ただ、福祉医療費自体は市の制度である。市で紐づけすればできることなのか。

○戸部委員 国のレベルの話なので、まずはできるかできないか。

○委員長 マイナンバーカード1枚でそういったことができるか。

○事務局書記 もしよろしければ、まず、市で紐づけできることなのかについて確認して、その結果を委員各位にご連絡するということがいかか。

○委員長 国の制度上駄目であるならばどうしようもない。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 調査事項について事務局にまとめさせる。

(事務局書記 説明)

○委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、債権管理課の所管に係る事項について説明願う。債権管理課長。

(阿部債権管理課長 説明)

ア 債権管理課

・報告事項

1 口座振替不能通知の廃止について

○債権管理課長 報告事項1「口座振替不能通知の廃止について」説明する。

資料2 ページを御覧いただきたい。

現在、口座振替納付を実施している市税等の市の債権について、資金不足等により口座振替ができなかった場合には、振替日後5日程度で口座振替不能通知書を送付しているが、この通知は法令に基づくものではないことから、事務の効率化、郵送料等の経費節減のため、令和6年度賦課課税分から全庁的に廃止することとする。

廃止する債権は、資料2に記載の20科目である。なお、No.16の上下水道料金については、既に令和3年度から廃止しているので、実質19科目について令和6年度から廃止する。廃止後は納期限後20日以内に発送される督促状により納付していただくことになる。市民への周知は資料3のとおり市ホームページ、広報ぬまた、ホットメールぬまた等により行う。

なお、口座振替不能通知発送事務は各所管課で行っているが、債権一元管理に基づき、債権管理課で一括して本委員会に報告させていただいた。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「口座振替不能通知の廃止について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 通知を廃止することによって、郵送料などがどのくらい削減になるか試算はしているか。

○債権管理課長 郵送料等については、口座振替不能通知が1年間で6千通ほど発送される。はがきであると63円。おおむね36万円という試算である。

○副委員長 今いろいろなところで必要なもの、不必要なものを見直している時期かと思う。いい措置であると思う。

○井上委員 督促状のみで、いきなり落とせなかったときに、次に「納付してください」ということになるのだと思う。督促状から次の納付期限まで、どのくらいの期間があるのか。

○債権管理課長 納期限の日が基本的には口座振替の振替日となる。その日に振替ができなかった場合には、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならない。その督促状が届き次第、納付していただくということになるが、督促状を発送してから10日を過ぎると滞納処分ができるようになる。

○井上委員 口座振替不能の通知が大体5日後ぐらいで発送されるということである。督促状であると20日以内なので、それが督促状だけになると、急にお金を用意しなければいけなくなる。やはり払えないという人が出てくるのではないかという気がする。その辺の見込み、払ってくれるのが前提というのは分かるが、どうしてもすぐにはお金を用意できない。そもそも振替できなかった人なので急遽督促状が出て、「現金を用意して払ってください」といっても猶予がなく、難しいのではないかと思うが、その対応は何か考えているか。

○債権管理課長 納付期限までに納めていただくことが前提となる。振替不能だった場合にはすぐに納めていただく、督促状により納めていただくということが前提にはなるが、そのときに、もし、生活困窮等による納付困難ということであれば、その都度、相談等に応じて、その辺は対応していきたいと思っている。

○井上委員 納付通知書などは各課で発送することになっていると思うが、その納付通知

書に、例えば「すぐに納付できない場合は、債権管理課へご相談ください」みたいな文言は入っているのか。入っていないければこれから入れるような形にはできないか伺いたい。

○債権管理課長 現在、各納付書等にそのような文言は入っていないと承知している。また、今後については、その辺の対応等についても研究をしていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 これによって不納欠損が多くならないか。心配がある。どう考えているか。

○債権管理課長 不能通知を廃止した後も、督促状により対応し、その後、納付がなければ、納付催告等により対応していきたいと思う。不納欠損、執行停止といったことは増えていかないと考えている。

○戸部委員 よく考えてやったと思うが、それによって、滞納処分などが多くなって、また、債権管理課が大変になるのではと心配である。その辺はどう考えているか。

○債権管理課長 不納通知を発送した後の督促状までは所管から発送していただくことになっている。督促状まで所管から通知していただいた後、それでも滞納の場合は、債権管理課で催告等を行っている債権もあるが、今までも、不能通知を発送した後に、それでも納付がない人には督促状を発送しているので、このことにより、急激に増えることはないと考えている。

○戸部委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。市民協働課長。

(田村市民協働課長 説明)

イ 市民協働課

・調査事項

1 沼田市公式LINEにおける「回覧板」の利用状況と反響について

○市民協働課長 調査事項1「沼田市公式LINEにおける「回覧板」の利用状況と反響について」説明する。

資料4ページを御覧いただきたい。

前回の常任委員会で報告したとおり、1月15日より沼田市公式LINEメニューに回覧板のアイコンを追加し、それをタップすることにより、市ホームページの回覧文書掲載ページを閲覧できるようにしたところである。

このアイコンをタップした人のカウントは、資料1の表の「LINEタップ数①」の欄の一番下に示したとおり1月15日から月末までで延べ1,119人である。一方、市ホームページの回覧文書掲載ページの閲覧数は、表の一番左側の「市HP閲覧数欄」の一番下に示したとおり、1月の閲覧数合計が1,444人、1月1日から14日までの閲覧数76人をここから差し引くと1月15日から月末までが1,368人となるので、81.8%の人にLINEを經由して市ホームページの回覧文書掲載ページを御覧いただいたということになる。

また、市ホームページの回覧文書掲載ページ閲覧数は、12月は中間となるが142人、1月は1,444人だったので、閲覧数は10倍以上の伸びとなった。

沼田市公式LINEには、ほかにも市ホームページ、tengoo、デマンドバス、ごみ、防災のアイコンがあるが、表の「LINEタップ率(①/②)%」の欄の下のほうに示したとおり、回覧板アイコンを設置した1月15日にはLINE総タップ数241のうち95タップが回覧板のタップ数で39.4%と、最もタップ率が高くなったが、その後も比較的高い割合で回覧板アイコンがタップされていた。

市民から直接的な声はいただけてはいないが、これら数値的データからニーズが比較的高いことが読み取れるので、このことが沼田市公式LINEに掲載のアイコンを設置したことへの反響であると考えている。

なお、1月15日に回覧にてアイコン設置について周知し、その際に沼田市公式LINEの登録用のQRコードも掲載したが、表の右側の「LINE登録者数推移」の欄に示したとおり、1月15日から登録者数が急激に増え、12月の新規登録者数29人であったのに対し、1月は883人と30倍以上の伸びであった。このことから、周知についても一定の効果があったと考えているが、沼田市公式LINEのさらなる周知が必要と考え、所管課に依頼したところであるが、当課としても、区長会などを通じて今後も周知に努めたいと考えている。

また、前回の常任委員会において、市ホームページにおける回覧文書掲載ページの階層がかなり下の方にあると報告したところであるが、次のページの資料2の下方に示したとおり、「広報ぬまた」の下部分に「回覧文書掲載コーナー」という、トップページから直接回覧文書掲載ページへ飛ぶことができるリンクを12月末に新たに設け、利便性の向上を図ったので、併せて報告する。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「沼田市公式LINEにおける「回覧板」の利用状況と反響について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 多くの人が登録して見てくれて、非常に良かったと思う。LINEのメリットの1番はプッシュ型であることだと思う。「回覧が更新されました」みたいなのは来ない。その辺がないと、最初はとりあえず気になって登録してみたけれど、後から全然見なくなるという状況が想定されてしまう。その辺、LINEのメリットで、プッシュ型でもう少し通知を出したりとかしたほうがいいのではないかと、次に、あとはせっかくなので、回覧そのものをLINEで出してもいいと思うが、その辺の考え方を伺いたい。

○市民協働課長 まず、プッシュ型にしたかどうかという御提案であるが、LINEを私どもも使っている上で、何か来ないと見ないということは、そのとおりであると思う。これについては、次回回覧、2月中旬が迫っているので、どのようにしたら見ていただけるのかということを考えると、やはりただそのまま放置するのではなくて、記事として掲載して、LINEが更新されるような形を取りたいと考えており、課内に指示したところである。次に、そのままそれを載せたらどうかということであるが、例えば10種類回覧があったりして、10個出てしまうと、それも少し煩雑な感じになってしまう。やはり、「回覧ページを御覧ください」みたいな案内を載せることにより、そこからホームページに飛んでもらうような仕掛けがふさわしいのではないかと、現在のところ考えている。

○井上委員 既に次の手を考えてくれているということで安心した。私もこれを登録して、来たものを見ているが、生涯学習大会の案内とか、団体活動発表会の案内とかというもの

は出て来るが、そういうものを公式LINEで実際に出すものと、さっき言ったように回覧として、わざと出すべきじゃない、ここに全部出すべきじゃないものという、その選別はどうなっているか確認をさせてもらいたい。

○市民協働課長 例えば、各学校だよりで入賞者の人たちを回覧文書として該当する地区を対象として紙で回しているものがある。そこに個人の名前が載る場合がある。このことについて、各学校はかなり慎重にしているということである。そういった学校通信みたいなものについては、こちらでも慎重に捉えている。そのほかのものについては、ほぼ回覧文書掲載ページでも掲載されているので、やはり個人情報キーワードかと考えている。

○井上委員 ここ何日かであるが、生涯学習大会であるとか、広報ぬまた2月号を発行しましたと、これは多分、所管が違うが、回覧でも各課で出しているものもあるし、市民協働課で取りまとめて、「この回覧は公式LINEに載せよう」「回覧のページだけに載せよう」という判断になるのか。公式LINEに載せる場合には、各課がこの公式LINEの所管課に言って自分の判断で載せるのか。市民協働課を通すものと通さないもので、2種類出てきてしまうと思うのだが、そこはどうなっているか。分かれば教えてほしい。

○市民協働課長 回覧文書については、基本、各行政区に紙のほうは依頼をして配付をしていただいている。市民協働課を通らないものは多分ない。

○井上委員 回覧ページに基本的には全部載っていると思うが、公式LINEでお知らせの機能もある。実際に生涯学習大会のお知らせというものが届いている。回覧ページにもあるが、それだけでなく、こちらの課で公式LINEの所管課に言って、「これは回覧ページだけでなく、お知らせで出してください」みたいなものがあるかと思う。その辺、市民協働課を通して、全部やったほうがいいのか、各課の判断で「これは重要だから公式LINEに載せて」みたいなことになってしまうのかを確認したい。

○市民協働課長 こちらで、回覧文書掲載コーナーに載せているものについては、これは、各行政区に依頼している文書と一致する。LINEに載る記事については、これは秘書課で各課に委ねて、各課の判断で掲載されている状態になっているので、当方の回覧文書とはリンクしない。それはそれぞれでアップされている状況である。

○戸部委員 行政区、区長が配るお知らせなどの回覧板、その機能を兼ねているということであると思う。沼田市の世帯数は2万600世帯ぐらい。その中で今6%とかそんな感じである。これはLINEなので、お年寄りであるとかできない人はそれを見られないと思う。その機能をせっかくなつくったのだから、これからどのぐらいまでしていきたいとかあれば聞きたい。

○市民協働課長 当然、全世帯にまでいけたらそれが最高であると考えている。ただ、現在、市ではいろいろなSNSのツールを持っている。フェイスブックであったり、X、旧ツイッター、そのほかにインスタグラム、ホットメール、最後にLINEということで、LINEの開設が令和5年の4月5日ということで、一番遅いスタートとなったところである。Xが一番初めに行われたのかなと思うが、これは登録者が6,200人余りいる。LINEが、現在のところ友達登録という形で1,984人である、まだまだ遠く及んでいない。先ほど、最初の説明で申し上げたように、秘書課にももっと周知してほしいということで依頼をして、今回1月15日に回覧板のボタンをつくったことによって、友達登録もぐっと増えているので、広報でもこれを踏まえて、もっと自分たちでも周知をしようと言っていた。私

どもも、当然、区長会を通じてなど努力したいと考えている。SNSの中で群を抜くレベルにまで持っていったらと思っている。

○戸部委員 それで、今度4月1日からコミュニティセンター化となる。それは課長の担当である。その窓口にお年寄りの人たちが来ると思う。そのとき、高齢者も携帯電話は持っているので、「今度こういうのを入れてみませんか」というような。それを入れてやったりする。「今度、こういうのが見られますから」と、そういうお知らせをこれからしっかりやったほうがいいと思うがどうか。

○市民協働課長 素晴らしい御提案をいただいた。直ちに手配したい。

○戸部委員 教えてくれれば、使い方は分かる。今38%くらいだが、50、60となっていくかもしれない。世帯で誰が見てもいいが、それで向上していくのではないかと思うので、ぜひ願います。

○市民協働課長 はい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 質問というより、私は、回覧板になってよかったと思っている中で、たまたま1月15日が地元上原町で区長経験者の方々との区政懇談会だった。課長からチラシをいただいて、皆さんに配ったところ、とても好評だった。回覧板で回っているはずであるが「こんなものがあったのか」みたいな感じで、皆さん興味を示していた。これは、行政区の事務負担を減らすことにもつながる。スタートだと思うので、今、井上委員や戸部委員からいろいろな案があり、課長自身でもいろいろとらえていて、どうやったら向上するかと考えていると思う。いずれこれがスタンダードになるような道のりかと思う。受けた人たちは好評だったということをお伝えしたい。

○市民協働課長 ありがとうございます。それがスタンダードにということが究極の目的であるので、今後も引き続き研究していきたい。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりとしたいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、市民部各課の所管事項報告を終わる。

(市民部 退室)

(4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（４）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から調査事項はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ないようなので、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、（５）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

(6) その他

○委員長 次第（６）その他について、事務局から説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後２時４３分 終了）